

政策会議付議事案書 (平成31年1月8日)

提案課名 保育こども園課

報告者名 内海 元

<p>事案名</p>	<p>「秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例」の一部を改正することについて</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>学校教育法の一部改正に伴い、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下「国基準」という。)の一部が改正され、平成31年4月から設置される「専門職大学」の前期課程修了者が、放課後児童支援員の資格を有する者として追加されました。</p> <p>専門職大学は、大学制度の中で、医療・保健等の専門分野において、より実践的な職業教育に重点を置く高等教育機関として設置されます。</p> <p>国基準のうち、放課後児童支援員の資格に係るものは「従うべき基準」とされていることから、本市条例に定める資格要件について、国基準に合わせるよう、改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <p>平成29年5月31日 学校教育法の一部改正 (平成31年4月1日施行)</p> <p>平成30年2月16日 国基準の一部改正 (平成31年4月1日施行)</p> <p>2 放課後児童支援員の資格要件</p> <p>放課後児童支援員の資格要件は、保育士等の資格を有する者や大学において社会福祉学等を修めて卒業した者で、都道府県知事が行う研修を修了した者とされていますが、大学卒業者の要件に「専門職大学の前期課程修了者」を含むものとして改正されたものです。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>放課後児童支援員の資格要件の一つである「学校教育法の規定による大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を履修して卒業した者」において、「大学卒業生」に「社会福祉学等の学科又は同課程を修めた専門職大学の前期課程修了者」を含むこととすること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>平成31年2月 市議会第1回定例会に議案提出</p> <p>4月1日 改正条例の施行</p>	

秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて（補足資料）

平成31年1月8日

保育こども園課

1 学校教育法の一部改正の概要

(1) 趣旨・背景

国は、「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務であるとしています。

このため、大学制度の新たな枠組みにより、高度な実践力と豊かな想像力を有する人材養成の強化を図ることとしています。

(2) 制度の概要

専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度が設けられ、大学制度の中にこれらが位置付けられました。

ア 課程区分

専門職大学（4年制）の課程は、前期（2年又は3年）及び後期（2年又は1年）に区分する学科を設けることが制度上可能となっています。

イ 学位の授与

課程修了者には、文部科学大臣が定める学位（「学士（専門職）」又は「短期大学士（専門職）」）が授与されます。

(3) 平成31年度開設予定

ア 平成31年度開設予定

(ア) 専門職大学 2校

※医療・福祉、ファッション

(イ) 専門職短期大学 1校

※動物看護

イ 平成32年度開設予定（H30.10末申請）

(ア) 専門職大学 15校

※医療・福祉、情報工学

(イ) 専門職短期大学 5校

※福祉、環境、観光

2 放課後児童支援員について

(1) 設置根拠

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第1項及び秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例第10条第1項

「放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。」

(2) 役割

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な養育環境が得られるよう支援する。

(3) 主な資格要件

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、法令に基づく研修(放課後児童支援員認定資格研修)を修了した者

(秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例第10条第3項)

号	資格等
1	保育士
2	社会福祉士
3	高卒者又は大学への飛び入学が認められた者等で2年以上児童福祉事業に従事したもの
4	教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者<免許状は、普通免許状、特別免許状、臨時免許状。免許の更新をしていなくても、有効な教員免許状を取得した者は対象>
5	大学で社会福祉学、心理学、教育学等を履修して卒業した者 <u>(当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u>
6	大学において、社会福祉学、心理学、教育学等を専修する学科又はこれらに相当する課程で優秀な成績で単位を修得したことにより大学院への飛び入学が認められた者
7	大学院で社会福祉学、心理学、教育学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を履修して卒業した者
8	外国の大学で社会福祉学、心理学、教育学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を履修して卒業した者
9	高卒者等で、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、放課後児童支援員として適当と認められるもの
10	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、放課後児童支援員として適当と認められるもの<中卒者>

議題2

政策会議付議事案書 (平成31年1月8日)

提案課名 保育こども園課

報告者名 内海 元

事案名	「保育所等利用調整基準」を見直し、及び公表することについて	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">有</div> <p style="margin-top: 5px;">資料 無</p>
目的・必要性	<p>本市における保育所等の入所選考に当たっては、「秦野市保育所等における保育の実施等及び保育所等利用者負担額の認定等の運用基準」の中で入所選考基準(点数表)を定めていますが、これまで公表していません。</p> <p>保育利用希望者が増加傾向にあり、待機児童が生じている現状を踏まえ、保育所等の入所選考過程を透明化し、公平性を確保するために、入所選考基準(点数表)を公表する自治体が増えています。</p> <p>このような中、本市においても、入所保留となった保護者に、より丁寧な説明を行うことが可能になることから、この入所選考基準を「保育所等利用調整基準」として見直したうえ、公表するものです。</p>	
経過・検討結果	<p>平成27年4月 従前の基準を「秦野市保育所等における保育の実施等及び保育所等利用者負担額の認定等の運用基準」として改正し、入所選考基準(点数表)を「別表」として定める。</p> <p>平成30年7月～ 入所選考基準(点数表)の内容について、他市の状況や国の優先すべき世帯基準を参考に検討を実施</p> <p>※現行基準との主な違い(見直し内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 旧基準では点数の低かった就労以外の状況についての点数引き上げ (2) 就労基準の区分けを簡略化 (3) 他市町村からの申込みや滞納がある場合等の減点を追加 (4) 点数表の名称を変更 	
決定等を要する事項	<p>保育所入所に係る点数表を「保育所等利用調整基準」として「資料」のとおり見直し、及び公表すること。</p>	
今後の取扱い	<p>平成31年1月 議員への情報提供 ホームページ上で公表</p> <p>平成31年4月 新基準の適用(平成31年4月1日以降の申込み分から適用)</p>	

保育所等利用調整基準(新基準)

・「基本点数+調整点数」が高い順に優先して利用調整を行う。

【基本点数】

No.	理由	保護者の状況		点数
1	就労	居宅外就労	1か月の労働時間が150時間以上	12
			1か月の労働時間が120時間以上	11
			1か月の労働時間が90時間以上	10
			1か月の労働時間が64時間以上	9
		自営・親族経営 (居宅外就労)	1か月の労働時間が150時間以上	11
			1か月の労働時間が120時間以上	10
			1か月の労働時間が90時間以上	9
			1か月の労働時間が64時間以上	8
		居宅内就労	1か月の労働時間が120時間以上	8
			1か月の労働時間が90時間以上	7
1か月の労働時間が64時間以上	6			
内職	1か月の労働時間が64時間以上	6		
2	妊娠・出産	予定日の8週間前(多胎妊娠は10週間前)の日が属する月の翌月から、産後8週を経過する日の属する月末まで		9
3	疾病	1か月以上の入院・常時病臥	12	
		通院加療中で、常に安静を要するなど、常時保育が困難	11	
		通院加療中で、保育が困難	10	
	障害	身体障害者手帳1級・2級 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 療育手帳A1・A2	12	
		身体障害者手帳3級 精神障害者保健福祉手帳3級 療育手帳B1・B2	10	
4	介護・看護	同居親族の介護・看護により保育が困難	月20日以上・1日6時間以上	10
			月16日以上・1日4時間以上	8
			別居親族の介護・看護	6
5	求職活動	求職活動に伴い保育が必要		2
6	就学	大学、専門学校、職業訓練校等	月16日以上・1日4時間以上	8
			通信制	6
7	転園	転園希望※		1
8	災害復旧	震災、風水害、火災等による災害の復旧に当たっている		12

- 基本点数は、父母いずれか低い方の点数とする。
- 就労等の最低基準は、月16日・週4日・1日4時間以上とする。
- 児童福祉の観点から特に保育の実施が必要と認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。
- 保育士の加配が必要と判断される児童は、この選考基準をもとに別途協議する。
- ※転居等で継続して通うことが困難な状況が認められる場合は、他の基本点数を採用する。

【調整点数】

No.	保護者の状況	点数
1	ひとり親世帯	6
2	生活保護世帯で、就労による自立支援につながると見込まれる場合	2
3	育児休業明け	3
4	兄弟姉妹がすでに保育利用している施設への申し込み	3
5	小規模保育事業・家庭的保育事業の利用期限を迎える世帯	3
6	育休取得に伴い退園した施設に再度申し込み(認定こども園で1号に切り替えた場合も含む)	3
7	基本点数となる就労実績が直近3か月以上ある場合	1
8	保育の必要性が確認できない65歳未満の祖父母と同居(二世帯住宅も含む)	-5
9	申込児童以外の就学前児童が保育所等を利用していない場合	-2
10	市外在住者(利用開始までに転入する場合を除く)	-6
11	内定辞退	-3
12	保育料の滞納がある場合(納付誓約書を提出し、計画どおり納付している場合を除く)	-10

- 該当する点数を合計する。ただし、ひとり親世帯の加点は、他の加点と重複適用しない。
- 市外在住者は他の加点を適用しない。
- 転園希望の場合には、加点を適用しない。
- その他特別の事情が認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。

・「基本点数+調整点数」が同点となった場合は、次の順位を基準に所得や祖父母の状況などを総合的に判断して決定する。

【調整順位】

No.	保護者の状況	順位
1	ひとり親世帯	1
2	疾病・障害	2
3	育児休業明け	3
4	生活保護世帯	4
5	第3子以降の申し込み	5
6	出産	6